

令和6年試験

論文式試験問題

監査論

注意事項

1 受験上の注意事項

- ・試験官からの注意事項の聞き漏らし／受験案内や試験室及び受験票その他に記載・掲示された注意事項の未確認等、これらを原因とした試験における不利益は自己責任になります。
- ・携帯電話等の通信機器や携行品の取扱いについては、試験官の指示に従ってください。
- ・試験開始の合図があるまで、配付物や筆記用具に触れないでください。
- ・問題に関する質問には、応じません。

2 不正受験や迷惑行為の禁止

- ・不正行為を行った場合／試験官の指示に従わない場合／周囲に迷惑をかける等、適正な試験実施に支障を来す行為を行った場合、直ちに退室を命ずることがあります。

3 試験問題

- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全4頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。

4 答案用紙

- ・問題冊子の中ほどに挿入してあります。
- ・試験開始の合図後、直ちに頁数(全4頁)を調べ、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・答案作成に当たっては、ボールペン又は万年筆(いずれも黒インクに限る。消しゴム等でインクが消えるボールペンは不可。)及び修正液又は修正テープ(白色に限る。)を使用してください。これらのもの以外を使用した場合／答案用紙に記入した文字(数字を含む)の判読が困難な場合、採点されないことがあります。
- ・答案用紙の左上をホッチキス留めしてあります。ホッチキス留めを外した場合は、採点されないことがあります。

5 受験番号シールの貼付

- ・配付後、目視で受験番号及び氏名を確認し、不備等があれば黙って挙手し、試験官に申し出てください。
- ・試験開始の合図後、各答案用紙の右上の所定欄へ全頁に貼付してください。

6 試験終了後

- ・試験終了の合図後、直ちに筆記用具を置き、答案用紙は裏返して通路側に置いてください。
- ・試験官が答案用紙を集め終わり指示するまで、絶対に席を立たないでください。
- ・答案用紙が試験官に回収されずに手元に残っていた場合は、直ちに挙手し、試験官に申し出てください。
試験官に回収されない場合、いかなる理由があっても答案は採点されません。

7 試験問題(該当ある科目は法令基準等)の持ち帰り

- ・試験終了後、持ち帰ることができます。
なお、中途退室する場合には、持ち出しは認めません。必要な場合は、各自の席に置いておきますので、試験終了後、速やかに取りに来てください。

令和6年論文式監査論

(監査論)

(満点 100点) { 第2問とあわせ
時間 2時間 }

第1問 (50点)

問題 1 「監査基準」において、財務諸表の監査の目的は、経営者の作成した財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、^①企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについて、監査人が自ら入手した監査証拠に基づいて判断した結果を意見として表明することにあると^②されている。これに関連して、次の **問 1** ~ **問 3** ^③に答えなさい。

問 1 下線部①に関連して、監査人が経営者確認書を入手することの意義について、二重責任の原則の観点から説明しなさい。

問 2 下線部②に関連して、監査サンプリングと特定項目抽出による試査について、両者の違いが明確になるように、監査対象となる母集団からサンプル又は特定項目を抽出する方法と当該母集団に対する結論を形成する方法を、それぞれ説明しなさい。

問 3 下線部③に関連して、監査人は、財務諸表の適正性に関する意見を表明するために、経営者が提示する財務諸表項目について立証すべき命題として監査要点を設定しなければならない。その理由を説明しなさい。

問題 2 監査人は、監査リスクを合理的に低い水準に抑えるために、財務諸表における重要な虚偽表示リスクを評価しなければならないが、監査人による重要な虚偽表示リスクの評価は、監査意見の形成に至るまで、暫定的な性質を有する。監査人による重要な虚偽表示リスクの評価が暫定的となる理由について、リスク対応手続との関係から説明しなさい。

問題 3 グループ監査において、構成単位の監査人を関与させることがある。これについて次の **問 1** 及び **問 2** に答えなさい。

問 1 構成単位の監査人が構成単位に対して法定監査を実施しているかどうかにかかわらず、構成単位の監査人を関与させることは、グループ財務諸表の重要な虚偽表示リスクの識別及び評価に、どのように役立つか説明しなさい。

問 2 グループ監査責任者又はグループ監査人は、構成単位の監査人の作業に十分かつ適切に関与することが要求され、グループ監査人と構成単位の監査人とのコミュニケーションが重要視される。その理由について、グループ監査に係る発見リスクの観点から説明しなさい。

令和6年論文式監査論

(監査論)

(満点 100点) { 第1問とあわせ
時間 2時間 }

第2問 (50点)

次の【資料】に基づいて、以下の **問題1** ~ **問題3** に答えなさい。

【資料】

甲社は、国内の家電量販店にコンピュータを販売している上場会社であり、以下のようなことを行っている。

- (A) 国内の製造委託先の X 社に製品の製造を依頼しており、X 社が製造した当該製品を買い入れている。
- (B) 外国企業である Y 社から商品を輸入している。
- (C) 特定の勘定残高に係る決算・財務報告の業務の一部を上場会社である S 社に委託している。

問題1 (A)に関連して、仕入取引及び製品残高について、関連するアサーションを一つ挙げ、それに対して適用する監査手続をそれぞれ二つ説明しなさい。なお、仕入取引及び製品残高について、それぞれ異なる監査手続を解答すること(同じ監査手続を解答した場合は加点対象としない)。

問題2 (B)に関連して、在庫管理等をしていた一人の担当者が、長年にわたって、Y社からの輸入商品を利用した不正を行ってきたことが明らかになった。この不正に関して、次の **問1** ~ **問3** に答えなさい。

問1 Y社からの輸入商品が、重要な虚偽表示リスクの原因となる可能性があるのは、どのような場合か。輸入商品の固有リスクについて説明した上で、それが貸借対照表と損益計算書のどのような重要な虚偽表示リスクと関係するかについて説明しなさい。

問2 この不正に関して、どのような内部統制があれば統制リスクを低く評価することができるか。適切な内部統制を二つ挙げ、それぞれについて説明しなさい。

問3 この不正に関して、甲社監査人が実施すべきリスク対応手続を具体的に説明しなさい。

令和6年論式監査論

問題 3 (C)に関連して、甲社監査人は、S社監査人から次の「受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立受託会社監査人の保証報告書」(一部抜粋)を受領した。これに関して、**問 1** 及び **問 2** に答えなさい。

受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況
に関する独立受託会社監査人の保証報告書

×年×月×日

S社御中

〇〇監査法人

業務執行社員 公認会計士 〇〇

業務執行社員 公認会計士 〇〇

範囲

当監査法人は、××頁から××頁に記載されている×年×月×日から×年×月×日までの期間(以下「対象期間」という。)にわたり甲社の取引を処理している△△システムに関するS社の記述書(以下「記述書」という。)、並びにその記述書に記載された統制目的に関連する内部統制のデザイン及び運用状況について報告する業務を実施した。

(中略)

意見

当監査法人の意見は、上記の範囲、責任及び限界等を踏まえて形成されている。

当監査法人が意見形成において使用した規準は、××頁の受託会社確認書に記載されている。

当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 記述書は、対象期間にわたってデザインされ業務に適用されている△△システムを、全ての重要な点において適正に表示している。
- (2) 記述書に記載された統制目的に関連する内部統制は、対象期間にわたって、全ての重要な点において適切にデザインされている。
- (3) 記述書に記載された統制目的の達成について合理的な保証を提供するために必要なものとして、運用評価手続を実施した内部統制は、対象期間にわたって、全ての重要な点において有効に運用されている。

(以下省略)

令和6年論文式監査論

問 1 甲社監査人は財務諸表監査を行うに当たって、甲社が委託した下線部の業務に関連して、S社について具体的に何を理解しておかなければならないか。甲社監査人が重要な虚偽表示リスクを識別し評価するために理解しておくべきことについて説明しなさい。

問 2 監査人が、他の監査人を利用する例として、S社のような会社の受託会社監査人を利用する場合と子会社の監査人を利用する場合がある。他の監査人の利用について、これら二つの場合の共通点を二つ、相違点を三つ挙げなさい。